

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	川西市上下水道事業経営審議会(第2回)		
事務局 (担当課)	上下水道局 経営企画室 経営企画課		
開催日時	平成28年7月21日 18時		
開催場所	川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	井上定子、木本圭一、藤井秀樹、宮本幸平、岡田久美子、後藤徹、中井成郷、中田真紀子、吉永京子	
	事務局	上下水道事業管理者、上下水道局長、経営企画室長、水道技術室長、下水道技術室長、水道技術課長、下水道技術課長、経営企画課長、同主幹、営業課長、同主幹、同主査、生活支援室主幹	
傍聴の可否予定	<input checked="" type="radio"/> 可・ <input type="radio"/> 不可・ <input type="radio"/> 一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 開 会 2 議 事 (1) 上下水道事業経営審議会部会報告について (2) 次回開催日時について 3 閉 会		
会議結果	別紙審議経過のとおり		

審議経過

【開会】

（会長）

定刻がまいりましたので、ただ今から第2回川西市上下水道事業経営審議会を開会させていただきます。本日は、委員の皆さまには、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

議事に入る前に、6月4日に開催いたしました第1回経営審議会におきまして、生活保護担当所管から発言のありました内容につきまして、一部、訂正したい旨の申し出がありますので、まずそれを取り上げたいと思います。

（事務局）

先の上下水道事業経営審議会におきまして、「生活扶助費に水道料金が含まれていることを伝えていない」という説明をさせていただきましたけれども、保護受給者の方へお渡ししております平成28年度版生活保護のしおり 部会で配付しました資料の59ページの中ほどやや上に、生活扶助（イ）世帯人員別に基準が定められている光熱水費等の世帯共通の費用、というふうな記載により光熱水費が支給されている旨説明しておりますので、訂正して報告させていただきます。

この個々の書類については新規世帯への周知のほか、平成27年4月に見直しを行い、全受給世帯に送付しております。併せて今年の5月にも全世帯に送付していることから、受給世帯は生活扶助費に光熱水費が含まれていることを認識していると判断しております。

（会長）

委員の皆様、よろしゅうございましょうか。

（ 「結構です」 ）

（会長）

前回の審議会におきまして、生活扶助費に光熱水費が含まれていることについて、必ずしも対象者に告知されていないというふうな趣旨の発言があったわけですが、本日はそれについて修正をされ、資料にありますように生活扶助費の中に光熱水費が含まれているという記載が明確にあり、したがって受給者の方々はそれについて認識されているという理解であるという趣旨の発言でした。

【議事】

- (1) 上下水道事業経営審議会部会報告について

（会長）

それでは、ただ今より議事に入らせていただきます。お手元の会議次第をご覧ください。

先に開催いたしました経営審議会におきまして、川西市上下水道料金の生活保護減免制度のあ

り方について、専門的に審議・検討するため、委員4名による部会の設置についてご決定いただきました。これを受け、去る6月23日に部会を開催し、審議いたしました。

本日の審議会では、当該部会において部会長に就任いただきました委員から部会報告を行っていただき、その後で委員の皆さまからご意見等をいただきたいというふうに考えております。それでは、部会長、報告をお願いいたします。

(部会長)

それでは、お手元の「上下水道事業経営審議会部会報告」に基づいて報告させていただきます。検討項目は上下水道料金にかかる生活保護減免制度の今後のあり方について、専門的な知見により考察することでした。メンバーは、部会長の私と委員併せて4名です。6月23日の午後6時から部会審議いたしました。

まず審議に先立ち、生活保護減免の実施状況をお手元の資料に従ってご説明いたしますが、川西市の水道事業は昭和28年度、事業認可を経て南部水道事業の料金制定を行っている。その後、昭和49年度における南部水道事業の料金改定並びに北部暫定水道事業の事業開始以来、人口増加に伴う事業拡張などの原資を回収するため、数度にわたる大幅な料金改定を行ったところである。このため、川西市水道事業では度重なる料金改定が生活困窮者に与える影響を考慮し、社会的配慮から昭和51年度から基本料金の減免措置を行い、併せて昭和61年度からは20^mまでの水道料金の減免を追加し、今日に至っていると、これが現状でございます。

また、下水道事業においても、昭和49年度の事業認可以来の料金改定を考慮し、昭和58年度から水道事業と同様の経緯により生活保護減免を行っている。両方とも減免を行っているのが現状でございます。審議した内容は、今後の生活保護減免制度の考え方のところに記している通りでございます。まず審議の前に、平成16年度に開催した水道事業経営審議会の答申、これは会長も私もメンバーでございましたけども、上下水道料金は受益者負担を原則としており、適正な原価に照らして公正妥当なものでなければならないと答申いたしました。これは、受益者負担というのは公益事業の中には利用するものの料金だけではなくて、政策的に整備しないといけないものもあるわけですけども、現在のところすでに水道料金というのは受益者が負担していくと。そして、原価を算定してそれを決めていくという形になっておりますので、平成16年度当時、そのことを答申いたしました。

しかし、川西市では料金体系の中で、生活保護受給者に対する上下水道料金の減免をその後も引き続き実施してきたことから というのは平成16年度以降もという意味ですが、下記に見るような矛盾を惹起していますと。かつて社会的意義のあった減免制度は、上下水道事業を取り巻く環境が大きく変容していることから見ても、そのあり方を見直すべきですと。大きく矛盾点は4つあります。

すでにこちらの審議会でも説明のあった部分もございますが、まず1番、生活保護制度における生活扶助費には光熱水費が含まれており、そのうえで行う生活保護減免措置は二重給付にあたる。これがまず一つ一番大きなところでございます。

2番、事業収入において不足する減免額相当分を一般使用者が負担しており、上下水道使用者間、すなわち減免されている方、それから一般利用者間で不公平が生じている。これが先ほどの答申の中にもございました。原価に照らして云々のところでございます。

それから3番、給水契約者でない生活保護受給者にも生活保護減免を拡大適用しているが、世

帯数認定していない生活保護受給者への減免適用をすでに廃止しているなどのために、生活保護受給者間で不公平が生じている。これは、監査請求があった時の内容に記されていたことで、制度運用上の矛盾点とも言えるかもしれません。

それから4番、給水契約者でない生活保護受給者が生活保護減免制度の利益を享受しようとする場合、自らの意思で個人情報を開示することを前提とした制度設計となっているため、生活保護受給者間で不公平が生じていると。現実に減免を受けようとする、本来生活保護というのを受けているということを明らかにせずに受給できるわけですけど、減免制度を受けるためにそれを開示しないといけない。制度設計上そうせざるを得ないわけですが、これ自体が矛盾であるということです。

生活扶助費に光熱水費が含まれていることは、厚生労働省社会・援護局保護課が作成した社会保障審議会生活保護基準部会の審議資料でも明らかであり、先ほどご説明がありましたように、受給者の方にもこのことは開示されております。しおり等の説明を行っているということですね。

もう一つ、近年の大きな変化として、近隣市も導入していたところがありましたが、近隣他市では生活扶助費に光熱水費が含まれていることを理由として、生活保護減免制度が行われていた市が廃止されている傾向にある。もう概ね廃止でございます。すなわち本来の総括原価主義、難しい言葉づかいですが、要は料金算定を受益者負担でやっていくので、均等に原価計算して料金を決めていくという、そういう料金体系へと回帰している状況であるということです。

今般、住民監査請求による勧告を契機として上下水道料金にかかる生活保護減免制度のあり方を検討することとなりましたが、監査委員からの指摘事項、上に一部含まれておりますが、あるいはさまざまな矛盾点、今回部会の方で新たに審議した矛盾点を認識したうえで、なお制度を継続実施するとなれば、そのためには従来にも増して特段の積極的理由が必要となるというふうに部会では考えました。部会で審議いたしました、このような特段の理由というのは見出せませんでした。そのような理由が見出せない他、使用料に応じて正規の料金を支払っている一般の上下水道使用者に対する説明責任も果たせないという結論に至りました。

そして、これも、現実問題として重要ですが、平成27年度の上下水道料金にかかる減免額は約3,000万円で、結構そこそこ大きな金額でございます。なおこれがさらに増えていく、この制度を適用していくと逡増していく可能性がある。今後の事業運営への影響を考慮すると看過できない状況になっていると。

以上の諸点を勘案すると、生活保護減免を継続実施することは適当と言えないと思われま。生活保護減免を支持すべきという方もあります。特に議会の方とか政治的なこととかあると思いますが、その生活保護減免措置を維持する必要があると市が政策判断として意思決定する場合には、この水道料金の料金体系の中ではなくて、一般財源を用いた他施策での実施を考えるべきであるということが部会での議論でございました。

繰り返しになりますが、結論は、上下水道料金相当額は生活保護制度における生活扶助費算定要素に含まれており、さらなる減免措置は二重給付にあたる。さらに、生活保護減免制度は独立採算制を基本として受益者負担の原則のもと適正な原価に照らして定められた上下水道料金体系において、すなわち減免はその方だけが少し少なくなる。その分はどうするかと言ったら、他の一般の方が払うことになる。これは原理原則を超えて実施しているものであって、廃止すべきであるというのが部会の結論でございました。

これが一応、部会報告でございますが、併せて生活保護減免制度の、これは部会の結論というよりは少し付記という風に書いてあります。生活保護減免制度廃止によって効果額、先ほどの3,000万円がその効果額でございます。近年、全国で頻発している地震災害 耐震構造の問題は、平成16年の上下水道事業経営審議会時にも審議いたしました。喫緊の課題でございますので、施設の耐震化促進や老朽管更新への投資、こちらの方にかなり費用をかけてやっていかないといけないことです。この効果額をこの投資など喫緊の課題に活用することで市民に還元すべきと考えます。ただし、最後の付記は、審議会に与えられた審議課題ではございませんので、付記という形で部会の方では示しております。以上が部会報告でございます。

(会長)

以上で部会の報告は終わりました。それでは、委員の皆様にご意見、ご指摘等いただきたいと思っております。

(委員)

部会で議論した点として、一つ付け加える情報としまして、生活保護受給者の方の所得に対する水道料金の割合というのを資料で拝見しましたが、そこでも数パーセントぐらいということでした。したがって水道料金が生活を圧迫するには及んでいないということでございます。

個人割にすると金額がそれほど大きくはないんですが、全体を集計すると今申しましたように年間3,000万円という金額に上るわけですね。その金額を見たときには、このままこの制度を放置するのは適当ではないだろうと、こういう趣旨の報告を我々としてはお示したわけです。

(委員)

質問というよりも、多分私が生活保護を受けておられる方に対して、その給付費の中に光熱水費の水道の部分も記載されておりますかという質問させてもらったと思うんですね。それで、これがもともと入っているのになぜ減免をされていたのかが一つ不思議だな、今頃になってなぜそれが出てきたのだろうか。もう当初から分かっていたことだったら、そこも気にすることなかったんじゃないですか。今、この問題で揉める必要なかったんじゃないのかなと思いますね。それが一つです。

ここにも先生方のお話で、委員会が開かれたうえで最終的に結論として出されているように、やはり二重給付にあたると思いますし、これを廃止すべきであるということに対しては、私一人の委員としては分かるかなと、賛成できるかなというところです。

ただ、ここまで行くまでになぜという疑問は残ります。これはずっと最初からでなく途中から生まれてきたことですね。その生まれたときに何故そういうような意見が出て免除しようなんて言う話が出たのか。最終的にはこの問題になるってことが分かってたはずじゃないのかなと。一般の利用している者にもその負担が掛かっているということもお分かりになってたんじゃないのかなと。その上でそれを今までやってこられたということに疑問があります。

しかしながら、今に来てそれだけの疑問と、やっぱり二重給付というのは、ぎりぎりの生活をされている人がいるでしょ。生活保護を受けられないぎりぎりの生活の人っているじゃないですか。そういう人たちがやっぱり辛いところですね。もうちょっとで生活保護受けられるのに、頑張っておられる家庭の方がいらっしゃいますでしょ。そういう人を思えば、やはりしおりにちゃん

と記載されているんだったら、記載通りでいいんじゃないですかね。それはそう思いまして廃止すべきということに、私は同意します。

（事務局）

何点が質問いただいた部分にお答えさせていただきます。

まず、しおりにつきましては、先ほど申しましたように、改訂は平成 27 年度にさせていただきましたけども、それまでの表記としましては光熱費という形で、水という文字は無かったわけでございます。ただこれはあくまでもしおり上の表記のこととございまして、今、委員がご質問されましたように、過去の、この厚労省の部分につきましては、光熱水費が入っているということで間違いございませんでした。

ただ、当初部会の方からもご説明がございましたように、川西の水道の歴史、度重なる料金改定が行われた歴史の中で、やはり生活困窮者、当時はイコール生活保護者という認識だったのかもしれない。そこで、やはり一定の免除というか、そういうのが必要だという判断が継続してある程度今日まで来ていたというのが現状でございます。

先ほどおっしゃいました生活困窮者、いわゆる生活保護を受けておられないまでも、生活が非常に困窮されている方、いわゆるライン上　　ライン上ということは適当じゃないかも分かりませんが、そこらにいらっしゃる方につきましても、この生活保護制度を受けておられないがために減免は適用されておられません。そこでの当然不公平感もございまして、またそういう方につきましては少し次元が違いますけども、例えば納めていただく際に分納とかそういう形での誓約書をいただいて、適正に窓口で対応させていただいておりますので、そこらあたりにつきましては、これからも丁寧に対応していきたいと考えております。

過去の経過につきまして、部会資料の 3 ページに「生活保護減免制度の経過」がございまして、こちらの方に生活保護減免制度ということで、昭和 28 年から平成 27 年度までの一定の時期について記載しております。これに改定期間を加えて経営審議会にかけさせていただいている。特に昭和 51 年度に関しましては、南部水道料金といたしまして、いわゆる川西の南部地域におきましては水道料金の改定率が 102.9%、かなり高率になっておりました。北部水道料金におきましても 30.9%というかなり高率になっておりました。このようにそれぞれの料金改定について非常に大きな率がございましたので、当時の生活保護を受給されてる皆様への負担等を勘案して減免を開始をしておりますので、そのあたりの歴史的な経過が若干あって、また度重なる料金改定もございましたし、さきほど部会長からも報告がございましたが基本料金に加えて 61 年度には 20 m³までの減免を追加したという経過もございまして、今日に至っております。

（委員）

私は説明してくださいとは申しませんでした。が、分かりました。

（会長）

昭和 50 年前後、つまり 1975 年前後、この時代はまだ人口がずっとコンスタントに伸びている時代で、水道の建設の時代でした。増設が主要課題であったため料金の改定が度重なりました。そして、今お話がありましたように百何パーセントという、二倍以上の、今ではちょっと考えられないような大幅な料金改定が実施されたということでございます。そういう状況を受け、生活

保護世帯に対するある種の激変緩和措置として、当時このような制度が考え出され、導入されたというふうに聞いております。

問題は、そういう 40 年以上も前の時代と現在とでは状況が非常に変わっていると、ここなんです。だから、かつては今申しましたようなことで一定の合理性があった制度でありますけども、何十年も経つ中でその合理性が失われ、かつ、むしろそれに伴う矛盾が大きくなってしまった。そういう状況の中で、住民監査請求が出て、監査委員の方からも非常に厳しいご指摘をいただいたということです。

したがいまして、今、委員からもございましたように、なぜこれまで古い制度を放置してきたのかということにつきましては、これはまた水道局の皆さんの中で考えていただくことになろうかなというふうに思います。

当審議会としましては、以上のような状況を受けて、とりわけ、これは部会の考えではありませんけども、過去の経緯をどう反省するかは別途考えて頂くとして、目下の放置できない状況は一日も早く改善し、本来のあるべき姿に持っていくのが筋であるという立場から、本日報告を申し上げた次第です。

他にご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」)

(会長)

委員の皆様から本件に関するご意見、質問等が他にないようでしたら、本日、木本部会長からご説明がありました部会の報告書に沿った方向で本審議会の答申を取りまとめる作業に入りたいと考えております。

市長から諮問受けました「川西市上下水道料金の生活保護減免制度のあり方について」に関して、委員の皆様のご意見を集約した答申書を作成することになります。この点に関しまして、私の方から一つご提案がございます。

次回の経営審議会で、答申書の内容を委員の皆様にご審議していただくことになります。そのたたき台になります答申書原案の作成につきましては、私、会長にご一任いただけないでしょうか。私の方でたたき台となる答申書原案を作成いたしまして、これを次回の審議会において皆様にお示しし、それに基づいて答申を確定していくという手順を考えているところでございます。

よろしいでしょうか。

(「結構です」)

(会長)

それでは、そのような形で、今後、答申書原案作りの作業に入りたいと存じます。

(委員)

ちょっと余談ですが、この 3,000 万は回収できるんですか。経営審議会の我々委員なんで、経営のためと思って、理屈もきっちりなってますんで、ぜんぜんいいんですけど、回収は請求を出してからですか、もしくは生活保護費から天引きするんですか。

（事務局）

回収というのは難しゅうございまして、今現在もすでに行っている減免対象者並びに金額につきましては、答申案にもよるんですけども、そこから市長の決定とかもあるんですが、それについては回収ということは現実できないと思うんです。

仮に廃止になって、約3,000万という金額を平成29年度もしくは30年度に請求した場合、その分について生活保護減免がなくなるわけですから、当然通常の形で請求が行きますので、これらについては通常の徴収ということです。当然保護受けておられた方が、今まで仮に使用量が20㎡以内であれば初めての請求になります。多少超えた方でも、今まで数千円の分が何万となることとございますので、十分にそのあたりは生活保護支援の方とタイアップしながら、こういった内容になりましたということPRしながら徴収努力を続けて参りたいと考えております。

（委員）

今からのことが一番大事ですよ。急にポンと上がってしまったらやっぱりあれなので、そのあたり生活保護を受けてられる方たちとうまくお話ししたうえで納得をなかなかという人もいらっしゃるよ。そのあたりが一番今からの課題ですよ。

（事務局）

おっしゃっていただきましたように、答申をいただいて、市長の決裁をもらって、「はいやめます」というわけに参りませんので、当然それなりの周知期間並びにご理解いただく期間等々、色々な媒体を使ってご理解をいただくようにしたい。なかなか納得までは全員が全員無理かもしれませんが、納得していただくという努力は惜しまず実践し、急に明日からとかそういったことはしませんので、それなりの周知期間は、仮に廃止するとなれば必要だというふうに事務局では考えております。

（会長）

いただいたご意見は、非常に貴重なご意見だというふうに拝聴いたしました。審議会の答申で答申する内容には制約がございまして、ある種の制度変更を行う場合には関係者に対して丁寧な説明をする必要があるというふうなことを、答申書の中に是非入れたいと思います。

（委員）

それと、さきほど説明の中に、これによって一般の家庭からの負担もあると聞きましたよ。

（事務局）

申し上げておりましたのは、結果として今3,000万の部分が減免をしているということで、誰かがそれを代わって負担しているということからすると、一般の方からということです。

（委員）

ということは、一般の人が負担しているのはもうそのまま、その3,000万が浮いてきても一般は安くないということですか。だって、今までは一般の人がそれをカバーしてきたんだから、その水道料金が一般家庭でも少しは安くなるのかなと、私は主婦ですから思います。

(部会長)

そのことが、部会の報告書で付記に入れたことです。実は料金上げてでも耐震は進めないといけない喫緊の課題で、3,000万円が浮くのであれば喫緊の耐震、特に老朽管のことも川西市では問題になっていますので、そちらに回すべきです。もちろんおっしゃるように、各家庭全部が値下げになるといいですが、ちょっと難しいんじゃないかなというふうには思います。

(会長)

部会報告の「付記」にございます効果額というのは、そういうふうな趣旨で書かせていただいたものです。この制度変更は条例の扱いになります...

(事務局)

料金体系はさわずに、減免は別の要綱の運用上の話になりますので、そこを廃止するということになります。

(会長)

通常の料金改定のような大きな話にはならないということです。ただこれは、議会ではご審議されるんですね。

(事務局)

予算として結局ご審議いただくことになりますから、結果としては議会の時には説明することとなります。

(会長)

何を申し上げているかと申しますと、この審議会で答申を出したからと言って、すぐにこの制度が廃止されるとかいうことではなく、市民の皆さんが選ばれた議員の方々が目を通し、審議を経たうえで最終的な結論に至るということです。だから、今ご指摘があった点についても十分、当然のことながら川西市議会において審議されるというふうにご考えております。

【 議事 】

(2) 次回開催日時について

(会長)

それでは続きまして、次回開催日程についてを議題といたします。次回の経営審議会につきましては9月27日、火曜日に開催したいというふうにご考えております。この点についてご異議ございませんでしょうか。

(「 よ し 」)

(会長)

それでは、9月27日、火曜日の午後6時から第3回川西市上下水道事業経営審議会を開催いたしますので、委員の皆様ご参集くださいますようお願い申し上げます。なお、次回の経営審議会です市長への答申を行い、審議会を終了する予定でございます。その点も併せてお含みおき頂けると幸いです。

それでは以上をもちまして、本日の審議会は終了させていただきたいと思っております。どうも委員の皆様、お忙しい中ありがとうございました。